

行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例及び行方市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

行方市長



行方市条例第3号

行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例及び行方市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例(平成17年行方市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「従業者数」を「市内に住所を有する従業者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。))に限る。以下同じ。)の数」に改める。

第4条中「3年度分」の次に「(北浦複合団地における場合は5年度分)」を加え、「従業者数(同日現在における数とする。以下同じ。))が、」を「従業者の数から」に、「従業者を下回る」を「従業者の数を控除して得た数が5人未満であるとき」に改める。

(行方市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第2条 行方市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年行方市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「3か年度」の次に「(北浦複合団地における場合は5か年度)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行方市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と

いう。)以後に新增設をする事務所等に係る特例資産について適用し、施行日前に新增設をした事務所等に係る特例資産については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の行方市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定は、施行日以後に取得等をする特別償却設備について適用し、施行日前に取得等をした特別償却設備については、なお従前の例による。